

報告第39号

令和7年城里町規則第1号

城里町犯罪被害者等支援条例施行規則

(目的)

第1条 この規則は、城里町犯罪被害者等支援条例（令和7年城里町条例第1号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪被害　日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（刑法（明治40年法律第45号）第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）で、警察が被害届を受理したもの又は警察がその発生を認知し、捜査に着手したものによる被害をいう。
- (2) 犯罪被害者　犯罪被害を受けた者をいう。
- (3) 本町に住所を有する者　本町の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条第1項の規定により作成する住民基本台帳をいう。）に記録されている者又は配偶者等からの暴力、自然災害その他やむを得ないと町長が認める事由により本町内に一時的に居所を定めている者をいう。
- (4) 重傷病　犯罪被害であって、その療養に1月以上を要し、かつ、次のいずれかに該当すると医師に診断されたものをいう。
 - ア　通算3日以上の入院をしたこと。
 - イ　精神疾患により通算3日以上労務に服することができない状態その他これに類する状態となったこと。

(見舞金の種類)

第3条 犯罪被害者等見舞金の種類は、遺族見舞金及び重傷病見舞金とする。

(支給対象者)

第4条 遺族見舞金の支給の対象となる遺族（以下「支給対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者であって、犯罪被害により死亡した犯罪被害者が当該犯罪被害を受けた日から第8条の規定による申請をする日（以下「申請日」という。）までの間継続して本町に住所を有する者であるものとする。

- (1) 犯罪被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。）
 - (2) 犯罪被害者の収入によって生計を維持していた子（縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にあった者を含む。次号において同じ。）、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹
 - (3) 前号に該当しない犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹
- 2 犯罪被害者が死亡した時点において胎児であった子が出生した場合における前項の規定の適用については、当該子は、その母が当該犯罪被害者の収入により生計を維持していた場合（その母が犯罪被害者で、その属する世帯の主たる生計維持者であった場合を含む。）にあっては同項第2号の子と、その他の場合にあっては同項第3号の子とみなす。

3 支給対象者が複数存する場合における支給対象者となるべき者の順序は、第1項各号の順序とし、同項第2号及び第3号に掲げる者のうちにあっては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

4 前3項の規定にかかわらず、犯罪被害者又は支給対象者を故意に死亡させた者は、支給対象者としない。

第5条 重傷病見舞金の支給の対象となる者は、犯罪被害により重傷病を負った犯罪被害者であって、当該犯罪被害を受けた日から申請日までの間継続して本町に住所を有する者であるものとする。

(支給額)

第6条 見舞金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、他の市区町村から当該各号に定める見舞金と趣旨を同じくする給付を受けた場合には、当該各号に定める額から当該給付を受けた額を控除した額とする。

(1) 遺族見舞金 300,000円

(2) 重傷病見舞金 100,000円

2 重傷病見舞金の支給を受けた者が、当該重傷病見舞金の支給に係る犯罪被害に起因して死亡した場合において支給する遺族見舞金の額は、前項第1号の規定にかかわらず、同号に定める額から既に支給した重傷病見舞金の額を控除して得た額とする。

(支給の制限)

第7条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、見舞金を支給しないことができる。

(1) 犯罪被害者が犯罪行為を誘発したとき、その他当該犯罪被害につき、犯罪被害者にもその責めに帰すべき行為があったとき。

(2) 犯罪被害者又は見舞金の支給の対象となる者と加害者との関係が、配偶者、直系血族（縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にあった場合を含む。）又は3親等内の親族であったとき。ただし、配偶者間において婚姻を継続し難い重大な事由が生じていた場合その他これらの親族関係が破綻していたと認められる事情がある場合は、この限りでない。

(3) 犯罪被害者及び支給対象者が城里町暴力団排除条例（平成23年城里町条例第21号）第2条に規定する暴力団員及び暴力団員等であるとき、又はこれらの者若しくは同条に規定する暴力団と不適切な関係を有するとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、犯罪被害者又はその遺族と加害者との関係その他の事情から判断して、見舞金を支給することが社会通念上適切でないと認められるとき。

(支給の申請)

第8条 見舞金の支給を受けようとする者は、犯罪被害者等見舞金支給申請書兼請求書（様式第1号）に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて町長に提出しなければならない。ただし、町長は、第1号イからエまで及び第2号ウに定める書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類の提出を省略させることができる。

(1) 遺族見舞金 次に掲げる書類

ア 被害届受理証明書

イ 犯罪被害者の死亡診断書その他当該犯罪被害者の死亡の年月日を証明する書類

ウ 支給対象者の住民票の写しその他の支給対象者が、犯罪被害者が犯罪被害を受けた日から申請日までの間継続して本町に住所を有する者であることを証する書

類

エ 戸籍謄本その他犯罪被害者と支給対象者との続柄が分かる書類
オ 支給対象者が、犯罪被害者が死亡した時点において、当該犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあったときは、その事実を証明する書類

カ 支給対象者が第4条第1項第2号に該当する者であるときは、犯罪被害者の収入によって生計を維持していた者であることを証明する書類
キ アからカまでに掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(2) 重傷病見舞金 次に掲げる書類

ア 被害届受理証明書

イ 犯罪被害者の心身の状態及び加療を要する日数に関する医師又は歯科医師の診断書その他の書類

ウ 犯罪被害者の住民票の写しその他の犯罪被害者が犯罪被害を受けた日から申請日までの間継続して本町に住所を有する者であることを証する書類

エ アからウまでに掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 前項の規定により遺族見舞金に係る支給の申請をする場合であって、支給対象者となる者が複数存するときは、そのうちの1人を遺族見舞金の申請、請求及び受領についての代表者に選任しなければならない。この場合においては、同項第1号に掲げる書類のほか、遺族見舞金代表者選任届（様式第2号）を添付しなければならない。

（申請の期限）

第9条 前条第1項の規定による申請は、遺族見舞金にあっては支給対象者が犯罪被害者の死亡の事実を知った日から、重傷病見舞金にあっては犯罪被害者が医師の診断により犯罪被害によって重傷病を負ったと診断された日から1年を経過したとき、又は犯罪被害が発生した日から2年を経過したときは行うことができない。ただし、やむを得ない理由により当該期限までに前条の規定による申請ができなかつたと町長が認めるときは、この限りでない。

（支給の決定）

第10条 町長は、第8条第1項の規定により書類の提出を受けたときは、その内容を審査し、見舞金の支給をするか否かを決定し、犯罪被害者等見舞金支給（不支給）決定通知書（様式第3号）により当該申請をした者に通知し、支給決定した者に見舞金を支給するものとする。

（見舞金に係る調査等）

第11条 町長は、見舞金の支給のため必要があると認めるときは、関係機関に対し、必要な事項の調査及び照会を行い、又は報告を求めることができる。

（支給決定の取消し等）

第12条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、支給決定を取り消すことができる。この場合において、受給者が既に見舞金を受給しているときは、当該受給者に対し、期限を定めて当該見舞金の返還を求めるものとする。

(1) 第7条各号のいずれかに該当したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により見舞金の支給を受けたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、町長が、支給決定を取り消すことが適当であると認めるとき。

2 町長は、前項の規定により支給決定の取消しを行った場合は、犯罪被害者等見舞金支給決定取消通知書（様式第4号）により受給者に通知するものとする。

（その他）

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和8年1月1日から施行し、同日以後に発生した犯罪被害について適用する。

報告第40号

令和7年城里町告示第254号

城里町農産物直売に関する農業者育成事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、別表に規定する町内の直売所（以下「直売所」という。）に農産物を出荷している農業者（以下「農業者」という。）を支援することにより、直売所への出荷を促進し、地産地消の取組みを強化するため、予算の範囲内で城里町農産物直売に関する農業者育成事業補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

(補助対象者及び額)

第2条 この補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、直売所の指定管理者とし、補助金の額は、農業者が直売所へ出荷した農産物の売上額に対し、第4条に規定する補助金額を補助対象者が上乗せして交付した額とする。

(補助対象となる農業者)

第3条 補助対象者は、次の各号のいずれにも該当する個人または法人の農業者へ補助金を交付するものとする。

(1) 町内に住所を有し、直売所に農産物を出荷している者

(2) 城里町暴力団排除条例（平成23年城里町条例第21号）第2条に規定する暴力団員又は暴力団員等ではない者

(補助金額)

第4条 前条に規定する農業者へ交付する補助金の額は、次のとおりとする。

(1) 各年度の4月1日から3月31までの直売所における売上額の5%以内とし、予算の範囲内とする。

(2) 補助金額に1,000円未満の端数があるときは切り上げる。

(3) 補助金額が5,000円未満の場合は一律5,000円とし、補助金額の上限額は60,000円とする。

(補助金の申請)

第5条 補助金の交付申請をするときは、補助対象者は城里町農産物直売に関する農業者育成事業支援金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第6条 町長は、前条の申請があったときは、その内容を審査の上、交付の可否を決定し、城里町農産物直売に関する農業者育成事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により、当該申請者に通知するとともに、当該申請に係る交付を決定したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

2 町長は、前項の規定による審査の結果、補助金の交付を不交付と決定したときは、理由を付してその旨を申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消し及び返還)

第7条 町長は、申請者が第5条の規定により補助金の交付の決定を受けた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消し、既に補助金を交付しているときは、その返還を命ずるものとする。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、補助金を交付することが不適当であると町長が認めるとき。

- 2 前項の規定による補助金の取り消しの通知は、支援金等取消し通知書（様式第3号）により、返還の通知は、支援金等返還命令書（様式第4号）により行うものとする。
(概算払)

第8条 町長は、必要と認めるときは、補助金の概算払をすることができる。

- 2 前項の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、概算払請求書（様式第5号）を提出しなければならない。
(実績報告及び精算)

第9条 補助対象者は、補助対象事業が完了したときは、速やかに城里町農産物直売に関する農業者育成事業補助金実績報告書（様式第6号）に関係書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- 2 前条の規定に基づき概算払を受けたものは、前項の実績報告書を提出する際に、城里町農産物直売に関する農業者育成事業補助金概算払精算書（様式第7号）を併せて提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第10条 町長は、前条の報告を受けた場合には、内容を精査し、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、申請者に城里町農産物直売に関する農業者育成事業補助金交付確定通知書（様式第8号）により通知するものとする。

(補則)

第11条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行規則)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
(対象期間の特例)
- 2 令和7年度に限り、第4条第1号の規定中「各年度の4月1日から3月31日まで」とあるのは「令和7年11月1日から令和8年3月31日まで」と読み替えるものとする。

別表（第1条関係）

直売所名	所在地
特産品直売センターかつら	城里町大字御前山37番地
城里町物産センター「山桜」	城里町大字小勝80番地
城里町健康増進施設 ホロルの湯	城里町大字下古内1829番地3

報告第41号

和解について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、和解について別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、和解について、下記のとおり専決処分する。

記

1 件 名 町営団地吊戸棚落下事故に係る和解

2 相 手 方
(入居者) [REDACTED]

3 事故の概要

令和6年12月27日、町営団地の玄関に設置された吊戸棚が落下し、相手方が頭部打撲及び頸椎捻挫の傷害を負う事故が発生した。

現地で、施工業者立会いのもと、吊戸棚の取付状況を確認したところ、施工業者が施工の瑕疵を認め、賠償責任を負い、相手方に損害賠償金が支払われた。

なお、町と施工業者とは連帯責任となるが、施工業者が相手方に損害賠償を行っているため町が負担する債務はない。

4 和解条項

(1) 城里町は、相手方に対し、令和6年12月27日、乙が所有する町営団地 [REDACTED] の一室 [REDACTED]

内の吊戸棚の設置にかかる瑕疵により、頭部打撲及び頸椎捻挫の障害を負わせたことを認める。

(2) 城里町は、相手方に対し、本件事故について謝罪する。

(3) 相手方は、施工業者から、本件事故による損害賠償金111,620円の支払いを受けたことにより、城里町の支払い義務がないことを認める。

(4) 相手方と、城里町は、本和解書に定めるほか、何ら債権債務がないことを相互に確認する。

令和7年11月 6日

城里町長 上遠野 修

報告第42号

令和7年度

城里町行政評価報告書

目 次

1. 城里町の行政評価システムの概要	1
(1) 行政評価制度導入の背景	1
(2) 行政評価制度の目的	1
(3) 行政評価システムの内容	1
2. 令和7年度の評価結果	3
(1) 事務事業評価	3
(2) 施策評価	5
3. 行政評価制度の導入効果	7
(1) 事務事業評価の効果	7
(2) 施策評価の効果	7
(3) 評価結果の活用	7
(4) 今後の展開	8
4. 資料	
・事務事業評価シート	9
・施策評価シート	10
・令和7年度 事務事業評価及び施策評価結果一覧	11

1. 城里町の行政評価システムの概要

(1) 行政評価制度導入の背景

地方分権の進展、町民ニーズの多様化・高度化、少子高齢化の進行、財政状況の悪化など、町を取り巻く環境は常に変化しています。

このような中、総合計画に掲げた町の将来像である「人と自然が響きあいともに輝く住みよいまち」の実現を目指し、町の実情にあった施策を自らの責任において判断し実施することが求められています。

こうした背景から、現在実施している施策、事務事業について必要性や有効性を見直し、今後に向けた改善を進めるとともに、優先される施策等には重点的に資源を配分することが必要になります。

そこで、施策や事務事業の現状や今後の改善事項を明らかにし、効果的な資源配分に活用するため、平成20年度より行政評価制度を導入しました。

(2) 行政評価制度の目的

行政評価制度の導入にあたり、制度導入の目的として、次の3つを定めました。

① 間断なく改善する町役場

町を取り巻く環境の変化が激しく、また、財政状況の厳しさが増す中、常に取り組みを振り返り、見直しを行うことで政策形成能力を向上し、町民生活の向上を図ります。

② 職員の意識改革

職員が行政活動の実施により、町民に対してどのような成果がもたらされたかを常に意識し行動するようにします。

また、資源の効率的な活用を図ることを常に意識するようにします。

③ 町民への説明責任の遂行

町が実施する施策や事業の内容と実施状況を町民に説明することで、町政の透明性を高め、説明責任を果たします。

(3) 行政評価システムの内容

① 評価の対象

総合計画の実現に向け、町全体の最適化を目指すため、施策と事務事業の2階層の評価を実施します。

施策評価は、総合計画に示された基本施策を評価対象にしています。

また、事務事業評価は、基本施策の実現手段として、一つの成果が見込まれる単位のうち、予算を伴うものを事務事業として評価対象にしています。

② 評価の主体

評価は、職員が実施する「内部評価」により実施します。

③ 評価時期

年度終了後に、終了した取り組みを評価する「事後評価」を実施します。具体的には、出納整理期間終了後に第2次城里町総合計画－後期計画－の施策体系別に整理された事務事業について「事務事業評価」を実施します。評価責任者は、事務事業を所管する課局の長となります。

また、事務事業評価に引き続き、第2次城里町総合計画－後期計画－に位置づけられた主要施策について「施策評価」を実施します。評価責任者は、主要施策の実施を主に担う課局の長となります。

④ 評価の視点

ア 事務事業評価

・目的の妥当性

そもそも事務事業を実施する必要があるといえるかを判断します。

・町関与の妥当性

目的が妥当であり実施することが必要であるとしても、その事務事業を、町が主体となって実施する必要があるのかを判断します。

・有効性

事業の内容、実施状況から、事業の目的がどの程度達成されたか、目的達成に役立ったかを判断します。

・効率性

予算の執行状況や実施手法から、事業が無駄なく効率的に行われているかを判断します。

イ 施策評価

施策評価では、施策の現況、施策を取り巻く環境の変化を把握し、今後の施策の方向性を検討します。また、施策に連なる事務事業について、施策目的への貢献度を判断し、事業の今後の方向性を判断します。

⑤ 施策評価と事務事業評価の違い

町では、施策、事務事業の2階層の評価を実施しています。それぞれの評価の役割は次のとおりです。

	施策評価	事務事業評価
手 法	・総合計画の実現に向け、今後の各施策の進め方⇒大局的な視点	・成果志向への体質改善や職員の意識改革を目的とする担当課の事務改善ツール
評価の視点	・総合計画の進捗管理（施策目的の達成状況） ・事務事業の優先順位付け（経営資源配分）	・妥当性 ・有効性 ・効率性
成果の考え方	・施策目的の達成	・内部管理事務など成果として捉えにくいものがあるが、事務改善の視点として評価は可能
評価の効果	・新規・重要事業の立案、既存事業の見直し（改革）、資源（予算・人材）の配分	・事務や事業の点検（改善）

2. 令和7年度の評価結果

（1）事務事業評価

事務事業評価では、実施した事務事業の内容、実施状況やコストの状況の振り返りを行います。また、振り返りの結果、事務事業の課題や改善策を検討します。これにより、事務事業のP D C Aサイクルを確立し、職員の成果志向、政策形成能力を高めます。

① 評価事業数 135 事業

※評価実施した事業選定の考え方

- ・町民にサービスを提供するもの
- ・町民に直接サービスを提供するものではないが、説明が必要なもの
- ・その他内部事業

② 評価結果の概要

事業の方向性の状況は、事業の継続（拡充・方法改善）が132事業（97.8%）を占め、事業の継続（縮小）が1事業（0.7%）廃止・他事業と統合検討が2事業（1.5%）となりました。

予算の方向性の状況は、拡充・現状維持が合わせて130事業（96.3%）、縮小が5事業（3.7%）となりました。事業の廃止・他事業との統合を検討する事業は0でした。

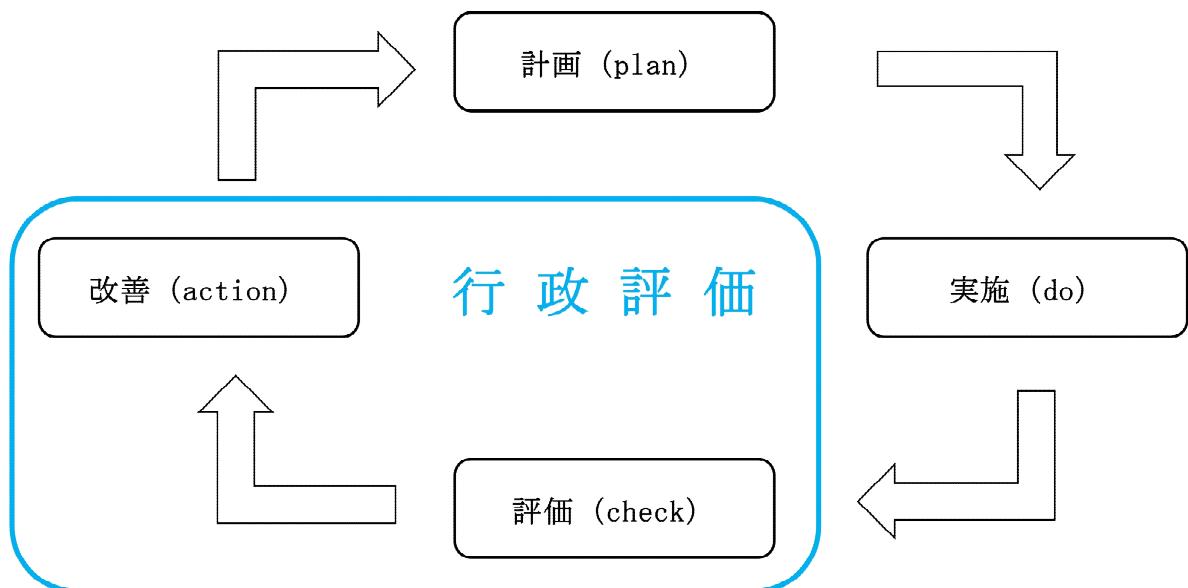
令和6年度評価結果と比較すると、割合は概ね変わりません。これまでの評価結果を受け、効果・必要性の高い事業を実施する意識が浸透した結果と考えられます。

事業の方向性	事業数	割合 (%)
A：継続（拡充）	21	15.6
B：継続（方法改善）	111	82.2
C：継続（縮小）	1	0.7
D：廃止・他事業との統合の検討	2	1.5

予算の方向性	事業数	割合 (%)
A：拡充	17	12.6
B：現状維持	113	83.7
C：縮小	5	3.7
D：廃止・他事業との統合の検討	0	0.0

※ P D C A サイクルのイメージ

これまでの行政活動は、計画(plan)→実施(do)の連続であったことから、評価(check)と改善(action)という機能を取り入れて次の計画につなげること。



・総合計画に示された施策体系別の評価事業数

章一節	主要施策名	事業数	章一節	主要施策名	事業数
1-2	道路・交通体系の整備	5	2-6(1)	社会保障制度の充実【健康保険】	9
1-3(1)	上・下水道・河川の整備【水道】	2	2-6(2)	社会保障制度の充実【介護保険】	3
1-3(2)	上・下水道・河川の整備【下水道】	4	3-1	農林業の振興	19
1-3(3)	上・下水道・河川の整備【河川】	1	3-2	商工業の振興	1
1-4	公園・緑地の整備と緑化の推進	1	3-3	観光・レクリエーションの振興	4
1-5	情報通信網の整備・充実	1	3-5	消費者保護の推進	1
1-7(1)	住宅地・住宅の整備【都市建設】	2	4-1	ともに社会を生き抜く力を身に着ける教育	7
1-7(2)	住宅地・住宅の整備【空家対策】	1	4-2	安心して学べる教育環境の整備	5
1-8	消防・救急体制の強化と防災の推進	3	4-3	生涯にわたって学べる環境の整備	20
1-9	防犯・交通安全対策の推進	4	4-4	郷土の文化の継承と文化財の保護	3
2-1	地域福祉の充実	3	5-2	循環型社会の形成	3
2-2	子育て支援の充実	6	6-1	住民主体のまちづくり	2
2-3	高齢者福祉の充実	3	6-2	多様な交流の推進	1
2-4	障害者福祉の充実	2	6-3	人権尊重と男女共同参画社会の推進	1
2-5(1)	保健・医療の充実【保健】	5	6-4	行財政運営の合理化・効率化	11
2-5(2)	保健・医療の充実【医療】	2			

合計

135

(2) 施策評価

施策評価では、総合計画に示された主要施策を単位として、施策目的の達成状況を検証するとともに、主要施策を構成する事務事業について、施策目的の達成の観点から優先度を設定します。

また、設定した優先度に基づき、主要施策を構成する事務事業の予算等の方向性や、事業の課題や改善策を検討します。これにより、町の行政の基本方針である総合計画の達成を職員に意識づけます。

- ① 評価施策数 31 施策
- ② 評価結果の概要

施策目的の達成状況では、目標を上回る施策が 6 施策 (19.4%)、概ね目標を達成した施策が 18 施策 (58.1%)、目標を下回る施策が 7 施策 (22.6%) となりました。

また、主要施策の取り組み方針では、重点化して実施が 14 施策 (45.2%)、現状維持が 17 施策 (54.8%)、縮小して実施と判定された事業はありませんでした。今後も財政状況や職員数などの経営資源の減少が続くことが予想され、施策の優先度を明確にすることが必要です。

施策目的の達成状況	施策数	割合 (%)
A : 目標を上回る	6	19.4
B : 概ね目標を達成	18	58.1
C : 目標を下回る	7	22.6

後期計画での取り組み方針	施策数	割合 (%)
A : 重点化して実施	14	45.2
B : 現状維持	17	54.8
C : 縮小して実施	0	0.0

3. 行政評価制度の導入効果

(1) 事務事業評価の効果

今回の評価では、評価事業数が前年度と変わらず、135 事業が対象となりました。

のことから、職員が今後の方向性を検討する際に、費用対効果を意識することが浸透し、類似事業の統合や廃止が進んだ結果と考えられます。

今後も、社会情勢の変化や事業の変化に合わせ、事業数は変化していくため、必要性について検討することが求められます。

(2) 施策評価の効果

施策評価を実施することで、「総合計画（主要施策）の目的の達成」を念頭に置いた施策展開を図ることが可能となります。具体的には、主要施策の現状を把握した上で、主要施策を構成する複数の事務事業を「主要施策の目的達成」の観点から相対的に評価します。

相対的な評価により、主要施策の目的達成により貢献する事務事業を明らかにし、今後の方向性を示します。その方向性に基づき、次年度の予算編成を実施することで、予算の配分をより効果的なものとすることができます、限られた資源の有効活用につながります。

(3) 評価結果の活用

① 予算への反映

ア 担当課による予算検討への活用

施策評価において、施策目的の達成の観点から事務事業の優先度、今後の方向性を定めており、今回の評価結果に基づき、事務事業の今後の課題・改善点を検討します。

これにより、施策目的の実現に向け、効率的・効果的な事業展開を図るため、ポイントを押さえた予算要求を実現します。

イ 予算編成への活用

今後の予算編成において、行政評価の手法を事業内容や実施主体の見直し、廃止を含め事業継続の是非等の判断に活用するよう、予算編成方針に盛り込みました。

また、予算査定時には、事業の実施状況や優先度などの評価結果を基に、担当課へのヒアリング等を実施し、評価結果を予算編成に活用します。

② 目標管理への活用

施策評価を実施することで、日々の業務と総合計画の関係が明確になるとともに、予算の検討時の協議により、課局長の考える今後の施策展開を課局内で共有することができます。これにより、総合計画の実現を前提として、課局の方針に基づき、自らが何をすべきかを検討することが可能となり、意味のある年間目標の設定が可能となります。

(4) 今後の展開

① 施策評価結果の精緻化

施策評価では、総合計画の将来像を実現するため、実現手段である施策の今後の方針性を検討します。また、今後の方針性に基づき、施策の実施手段である事務事業を施策の実現の観点から相対的に評価します。今後、予算・職員といった行政運営に欠かすことのできない資源が減少することが予想されますので、より緩急のある行政運営が重要になります。このため、施策評価による貢献度の検討等を精緻化し、緩急のある行政運営に活用することが必要です。

② 施策間の優先順位付け

現行の施策評価は、各施策を絶対評価しており、総合計画実現の観点からの施策間の優先度を設定することができません。今後、予算・職員といった行政運営に欠かすことのできない資源が減少することが予想される中、より効果的・効率的に総合計画の実現を目指すためには、優先的に取り組む施策を明確にし、資源を有効に活用することが重要です。このため、施策間の優先度を決定する場を設置する必要があります。

③ 職員の意識啓発の継続

これまでの取り組みにより、職員の意識が高まっていると考えられます。職員に制度が浸透したことから、職員の意識をさらに高めていくことが必要です。このため、職員が行政評価を意味のあるものと考え、真剣に取り組むよう、継続して職員の意識啓発を行います。

また、施策評価の実施により事務事業を相対的に検討し、その優先度を評価する必要があるため、幹部職員がマネジメントを意識して評価に取り組むよう、意識や理解を高めるための取り組みを実施します。

4. 資料

- ・事務事業評価シート（様式）
- ・施策評価シート（様式）
- ・施策評価結果一覧表

3. [Check - 評価]

1-1. 【Plan - 計画】			
事業名		責任者(課長)	
担当員	担当者(課長)	担当者	担当者
事業の位置づけ			
基本目標		予算	款項
主要施策		計画	項目
施策		目標	日付
(2) 事業の目的・内容			
事業期間	開始年度	事業終了年度	
事業の目的(何のために)			
計画とのよき状況に ついてのゆき			
事業内容 (事業を構成する事業の内 容)			

2. [Do - 事業の実施状況] -

111

(1)課題の解決に向けた今後の改善内容		(2)責任者の事業に対する今後の取り組み方針	
改善内容	改善の要点	事業の方向性	事業の方向性
改善内容	改善の要点	事業の方向性	事業の方向性
改善内容	改善の要点	事業の方向性	事業の方向性

4. [Action - 改善] —

資料

令和7年度 施策評価シート(評価対象:令和6年度実施施策)

主要施策の概要

主要施策を構成する事務事業の今後の方向性

(1) 主要施策の目的	
主要施策名	主要施策の責任者
(2) 主要施策の現況と課題(計画策定期)	

(1) 主要施策の目的達成の手段と今後の方向性					
No.	事務事業名	新管課	新幹線	事務事業実績面	施策の今後の進め方
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					

参考

主要施策の現況

(1) 施策目標の状況

指標名等	達成状況	年度	R6	R7	R8	R9	目標達成の理由
指標名	目標達成						
算出式等	実現度						
指標名							
算出式等							

(2) 主要施策の目的の達成状況

施策目的の達成状況	評価	調査の理由
A: 目標を上回る		
B: 目標を達成		
C: 目標を下回る		

主要施策を取り巻く環境の変化

(1) 計画策定期から的主要施策を取り巻く環境の変化

(2) 後期基本計画に向けての課題

(3) 後期基本計画での取り組み方針

取り組み方針	判断	判断の理由
A: 重点化して実施		
B: 現状維持		
C: 縮小して実施		

貢献度
事業の今後の方向性 : A 高い C やや高い D 低い
予算の今後の方向性 : A 強化 B 方法改善 C 縮小 D 廃止・他事業との統合
C: 縮小して実施

資 料

令和 7 年度 事務事業評価及び施策評価のまとめ
(令和 6 年度に実施した事業の評価)

城里町まちづくり戦略課

政策(基本目標)	施策(主要施策)	目標達成状況	主要施策の取組み方針	施策の今後の進め方	No.	事務事業名	担当課	貢献度	事務事業評価		施策評価	
									事業の方向性	予算の方向性	事業の方向性	予算の方向性
大項目(章)	中項目(節)											
1 安全・安心な生活基盤のあるまちの実現	2 道路・交通体系の整備	B 概ね目標を達成	B 現状維持	住民の生活を確保する道路維持事業については、事業の拡大を行いたい。	1	町道改良事業	都市建設課	B	B	B	B	B
					2	道路維持事業	都市建設課	A	A	B	A	A
	上・下水道・河川の整備【上水道】	C 目標を下回る	A 重点化して実施	平成27年度に策定された新水道ビジョンを基本として、経営戦略の改定を進め、水道施設再編・統合の推進と災害や事故に対応できる強靭な施設整備やライフラインとしての水道の危機管理体制の強化を図り、安全で安定的な給水を行っていく。	1	水道施設整備管理事業	上下水道課	B	B	B	A	B
					2	水道管理運営事業	上下水道課	A	B	A	A	B
	3 上・下水道・河川の整備【下水道】	A 目標を上回る	B 現状維持	那珂久慈関連公共下水道事業を計画的に推進し、順次事業計画区域の整備を実施し、普及率の向上を図る。農業集落排水事業では、老朽化が進む処理施設について公共下水道への統合を推進しながら適正な維持管理に努める。また、事業計画区域外地区については合併処理浄化槽の普及促進を図る。	1	流域関連公共下水道整備事業	上下水道課	A	D	B	B	A
					2	公共下水道維持管理事業(流域・特環)	上下水道課	B	B	A	B	A
	上・下水道・河川の整備【河川】	C 目標を下回る	B 現状維持	住民意識の醸成と継続的な啓発が重要であり、長期的の施策として推進する。参加者の減少を防ぐため、若年層や企業等への広報を検討していく。	1	下水道事業公債管理	上下水道課	B	B	B	B	B
					2	農業集落排水処理施設維持管理事業	上下水道課	B	B	B	B	B
2 まちの活性化とまちづくりの実現	4 公園・緑地の整備と緑化の推進	B 概ね目標を達成	B 現状維持	公園の維持管理事業については、各公園、緑地の必要性を確認し、維持管理の創意工夫を重ねて、実施していく。	1	流域公園改修事業	都市建設課	C	A	B	A	B
					2	公共公園維持管理事業	都市建設課	B	B	B	B	B
	5 情報通信網の整備・充実	B 概ね目標を達成	B 現状維持	整備された通信基盤の維持・充実が更に必要である。	1	情報系インフラ・地域イントラ維持事業	まちづくり戦略課	B	B	A	B	B
					2	情報通信網の整備・充実	まちづくり戦略課	B	B	A	B	B
	6 住宅地・住宅の整備【都市建設】	B 概ね目標を達成	A 重点化して実施	いずれも、必要な事業であることから維持管理の改善に努め、計画的な運営を図る。建替えについては、早期の完成を目指し、推進する。	1	町営住宅入居者管理事務	都市建設課	A	A	B	A	B
					2	町営住宅維持管理事業	都市建設課	A	A	B	A	B
	7 住宅地・住宅の整備【空家対策】	B 概ね目標を達成	A 重点化して実施	始まったばかりなので、状況を注視しながら、方向性について検討していく。	1	特定空家等解体撤去補助事業	まちづくり戦略課	A	B	B	A	B
					2	空き家等解体撤去補助事業	まちづくり戦略課	B	B	B	A	B
3 まちのまつりとまちの文化の実現	8 消防・救急体制の強化と防災の推進	C 目標を下回る	A 重点化して実施	消防力については、人口減少傾向であるが、人員・設備の効率化を検討しつつ、新規入団者の確保に努める。防災については、住民の防災意識向上を図り、行政との連携を強化していく。	1	常備消防事務委託事業	総務課	A	B	B	B	B
					2	消防団管理運営事業	総務課	B	B	B	B	B
	9 地域活性化とまちの文化の実現	B 概ね目標を達成	B 現状維持	地域活性化とまちの文化の実現については、事業の拡大を行いたい。	1	地域活性化事業	まちづくり戦略課	B	B	B	B	B
					2	まちの文化事業	まちづくり戦略課	B	B	B	B	B

政策(基本目標)	施策(主要施策)	目標達成状況	主要施策の取組み方針	施策の今後の進め方	No.	事務事業名	担当課	貢献度	事務事業評価		施策評価	
									事業の方向性	予算の方向性	事業の方向性	予算の方向性
1 安心・安心な生活基盤のあるまちの実現	9 防犯・交通安全対策の推進	A 目標を上回る	B 現状維持	設備等の整備を中心に進めながら、犯罪及び事故防止と住民への啓発を推進する。	1	防犯対策推進事業	町民課	A	B	B	B	B
					2	防犯灯設置・管理事業	町民課	A	B	B	B	B
					3	交通安全施設整備事業	町民課	A	B	B	B	B
					4	交通安全対策推進事業	町民課	A	B	B	B	B
2 健やかに暮らせるまちの実現	1 地域福祉の充実	B 概ね目標を達成	A 重点化して実施	町民のボランティア活動への理解と参加を促すための施策に取り組む。地域住民のつながりをより一層深める事業を実施し、暮らしやすい環境の整備を進める。	1	社会福祉協議会運営補助事業	健康福祉課	A	B	B	B	B
					2	保健福祉センター事業	健康福祉課	B	A	B	A	B
					3	ボランティア活動推進事業	健康福祉課	A	A	B	A	A
	2 子育て支援の充実	B 概ね目標を達成	B 現状維持	子どものいる家庭を社会全体で支援し、次世代を担う子どもたちが生まれ、育まれるよう子育て支援を推進する。	1	公立保育所事業	健康福祉課	B	B	A	B	B
					2	民間保育所支援事業	健康福祉課	B	A	B	B	B
					3	次世代育成支援金支給事業	健康福祉課	B	B	B	B	B
	3 高齢者福祉の充実	C 目標を下回る	A 重点化して実施	引き続き高齢者の生きがいづくりや、ひとり暮らし高齢者等への支援体制を整える。高齢者の増加に伴い、需要が増えると見込まれる。	4	放課後児童健全育成事業	健康福祉課	A	B	B	B	B
					5	多子世帯保育料軽減事業	健康福祉課	B	D	C	A	B
					6	子育て支援事業	健康福祉課	B	B	B	B	B
	4 障害者福祉の充実	A 目標を上回る	A 重点化して実施	福祉サービスの更なる充実を図り、地域での生活を推進する。	1	老人保護措置事業	長寿応援課	B	B	B	B	B
					2	在宅福祉事業	長寿応援課	B	A	B	B	B
					3	敬老事業	長寿応援課	B	B	B	B	B
	5 保健・医療の充実【保健】	B 概ね目標を達成	B 現状維持	乳幼児に関しては健診未受診者に、再通知、電話での勧奨、保育園等と連携し全てのお子さんの把握に努める。こども家庭センターを中心に親子に寄り添い切れ目のない支援を継続する。 住民健診については、引き続き受診率向上に務め、また生活習慣改善のための行動変容の支援を、健康教室等を通じて継続する。 予防接種では新型コロナワクチンの定期接種化に向けて着実に準備を実施していく。	1	地域生活支援事業	健康福祉課	A	A	A	A	A
					2	難病患者見舞金事業	健康福祉課	A	A	B	A	A
					3	母子保健事業	健康福祉課	A	B	B	A	A
	6 保健・医療の充実【医療】	A 目標を上回る	B 現状維持	地域住民が安心して暮らせる医療施策。 地域住民に信頼される医療施設の整備を進める。	4	健康診査事業	健康福祉課	A	B	B	A	A
					5	健康づくり事業	健康福祉課	A	B	B	B	B
					6	保健衛生総務事業	健康福祉課	A	B	B	B	B
	6 社会保障制度の充実【健康保健】	B 概ね目標を達成	A 重点化して実施	各保険事業の周知及び収納率の向上。 税負担の公平性を確保するため、収納担当課との連携を図る。	7	予防接種事業	健康福祉課	A	B	B	B	B
					8	診療事業	国保年金課	A	B	B	B	B
					9	施設維持管理事業	国保年金課	A	B	B	B	B
					10	国民健康保険資格管理事務	国保年金課	A	B	B	B	B
					11	国民健康保険税管理事務	国保年金課	A	A	B	A	B
					12	国民健康保険運営協議会管理事務	国保年金課	A	B	B	B	B
					13	国民健康保険給付管理事務	国保年金課	A	B	B	B	A
					14	後期高齢者医療資格管理事務	国保年金課	A	B	B	B	B
					15	後期高齢者医療保険料管理事務	国保年金課	A	B	B	B	B
					16	後期高齢者医療給付管理事務	国保年金課	A	B	B	B	B
					17	医療費助成事務	国保年金課	A	B	B	B	B

政策(基本目標)		施策(主要施策)	目標達成状況	主要施策の取組み方針	施策の今後の進め方	No.	事務事業名	担当課	貢献度	事務事業評価		施策評価	
大項目(章)		中項目(節)								事業の方向性	予算の方向性	事業の方向性	予算の方向性
2	健やかに暮らせるまちの実現	社会保障制度の充実【健康保健】	B 概ね目標を達成	A 重点化して実施	各保険事業の周知及び収納率の向上。 税負担の公平性を確保するため、収納担当課との連携を図る。	9	国民年金事務	国保年金課	A	B	B	B	B
		社会保障制度の充実【介護保険】	B 概ね目標を達成	A 重点化して実施	保険事業の周知及び収納率の向上。 保険料負担の公平性を確保するため、収納担当課との連携を図る。 介護予防事業の充実を図り、介護認定率の現状維持、または減少につなげる。	1	介護保険認定関係事務	長寿応援課	A	B	B	B	B
						2	介護保険給付事業	長寿応援課	A	A	B	B	A
						3	介護予防・生活支援サービス事業	長寿応援課	A	B	B	A	B
3	活力とにぎわいのあるまちの実現	農林業の振興	B 概ね目標を達成	A 重点化して実施	新たな農業政策の中で地域の実情に沿った事業展開 町ブランド品、推奨品の選定拡大しPRと共に販路拡大に努める	1	農ビ農ポリサイクル事業	農業政策課	B	B	B	B	B
						2	多面的機能支払交付金事業	農業政策課	A	A	A	A	A
						3	中山間地域等直接支払事業	農業政策課	A	B	B	B	B
						4	農地流動化奨励金交付事業	農業委員会事務局	A	A	B	A	B
						5	農業委員会補助事業	農業委員会事務局	A	A	B	A	B
						6	農業生産基盤整備事業	農業政策課	B	B	B	B	B
						7	要望苦情処業務	農業政策課	A	B	B	B	B
						8	農林病虫害防除実施協議会補助事業	農業政策課	B	B	B	B	B
						9	水田農業構造改革推進事業	農業政策課	A	B	B	A	B
						10	家畜防疫事業	農業政策課	B	B	B	B	B
						11	家畜衛生指導協会事業	農業政策課	B	B	B	B	B
						12	和牛ヘルパー利用部会事業	農業政策課	B	B	B	B	B
						13	和牛改良組合事業	農業政策課	B	B	B	B	B
						14	繁殖牛導入事業	農業政策課	B	B	B	B	B
						15	有害鳥獣捕獲事業	農業政策課	A	A	B	A	A
						16	林道の伐採除草	農業政策課	B	B	B	B	B
						17	みどりの少年団補助金	農業政策課	B	B	B	B	B
						18	森林組合補助金	農業政策課	B	B	B	B	B
						19	新たな森林経営管理事業	農業政策課	B	B	B	B	B
		2. 商工業の振興	A 目標を上回る	A 重点化して実施	商工会と連携のうえ、経営指導・融資制度等を活用し、基盤強化への支援。	1	商工業振興事業	まちづくり戦略課	B	B	B	B	B
		3. 観光・レクリエーションの振興	C 目標を下回る	A 重点化して実施	キャンプ場の運営方法(統廃合及び改修)見直しの推進。 温泉施設の宣伝活動を積極的に推進し、入場者数の増加を図る。 情報発信及び観光PR等を更に積極的に推進し、町のイメージアップ及び観光集客数の増加を図る。	1	キャンプ場管理事業	まちづくり戦略課	B	B	A	B	B
						2	ホロルの湯管理事業	まちづくり戦略課	B	B	B	B	B
						3	道の駅かつらの建替えと周辺環境整備事業	まちづくり戦略課	A	A	A	A	A
						4	観光PR事業	まちづくり戦略課	B	B	B	B	B
		5. 消費者保護の推進	A 目標を上回る	B 現状維持	相談員を配置し、今後も消費者相談を受け付ける。県補助金を活用し、積極的に啓発活動を実施する。	1	消費者行政総務事業	まちづくり戦略課	B	B	B	B	B

政策(基本目標)	施策(主要施策)	目標達成状況	主要施策の取組み方針	施策の今後の進め方	No.	事務事業名	担当課	貢献度	事務事業評価		施策評価		
									事業の方向性	予算の方向性	事業の方向性	予算の方向性	
大項目(章)	中項目(節)												
4 人と文化を育む人間性豊かなまちの実現	1 ともに社会を生き抜く力を身に着ける教育	B 概ね目標を達成	A 重点化して実施	城里町教育振興基本計画の町民への周知に努めるとともに、本町で学び育った子供たちが、本町で働き生活していくたいと思う気持ちを育てるため、ふるさとへの愛着を持つことが出来る教育や機会の充実を図る(「城里学ぶつく」の活用)他、地域社会の一員としての自覚が持てる教育を推進する。	1	教育委員会事務局事業	教育委員会事務局	B	B	C	B	B	
					2	はたちの集い式典事業	教育委員会事務局	B	B	B	B	B	
					3	小学校振興事業	教育委員会事務局	A	B	B	B	B	
					4	中学校振興事業	教育委員会事務局	B	B	B	B	B	
					5	学校給食調理事業	教育委員会事務局	B	B	B	B	B	
					6	学校給食運営事業	教育委員会事務局	B	B	B	B	B	
					7	学校給食維持管理事業	教育委員会事務局	B	B	B	B	B	
	2 安心して学べる教育環境の整備	B 概ね目標を達成	B 現状維持	教職員の資質・能力の向上のため、教育研究活動の支援を継続する。また、すべての子供たちが質の高い教育ができるよう就学支援の拡充等、学習環境向上に努める。	1	小学校管理事業	教育委員会事務局	B	B	A	B	B	
					2	中学校管理事業	教育委員会事務局	B	B	A	B	B	
					3	青少年相談員事業	教育委員会事務局	B	B	B	B	B	
	3 生涯にわたって学べる環境の整備	B 概ね目標を達成	B 現状維持	町民のニーズに対応するため、社会変化に対応した計画策定と年度ごとの事業の見直しを行う。また、七会公民館事業が七会町民センターにおいて事業を継続することになるが、特に公民館講座においては支障がないように事業を推進する必要がある。現在の事業を継続できるよう調整を行うとともに、各公民館講座等で習得した発表の場を提供する。	1	生涯学習推進補助事業	教育委員会事務局	B	B	B	B	B	
					2	公民館講座実施運営事業	常北公民館	B	B	B	B	B	
					3	公民館講座実施運営事業	桂公民館	B	B	B	B	B	
					4	公民館講座実施運営事業	七会町民センター	B	B	B	B	B	
					5	公民館まつり実施運営事業	常北公民館	B	B	B	B	B	
					6	公民館まつり実施運営事業	桂公民館	B	B	B	B	B	
					7	公民館まつり実施運営事業	七会町民センター	B	B	B	B	B	
					8	スポーツ大会開催事業	教育委員会事務局	B	B	B	A	B	
					9	生涯スポーツ振興事業	教育委員会事務局	B	B	B	B	B	
					10	生涯学習スポーツ施設関係整備事業	教育委員会事務局	B	B	A	B	A	
					11	公民館管理運営事業	常北公民館	B	B	B	B	B	
					12	公民館管理運営事業	桂公民館	B	B	B	B	B	
					13	公民館施設維持管理事業	常北公民館	B	A	A	A	A	
					14	公民館施設維持管理事業	桂公民館	B	B	A	B	A	
					15	コミュニティセンター運営事業	コミュニティセンター	B	B	B	B	B	
					16	コミュニティセンター施設維持管理委託事業	コミュニティセンター	B	B	A	B	A	
					17	図書館運営事業	桂図書館	B	B	B	B	B	
					18	図書館施設維持管理事業	桂図書館	B	B	B	B	B	
					19	郷土資料館運営事業	桂図書館	B	B	B	B	B	
					20	郷土資料館施設維持管理事業	桂図書館	B	B	B	B	B	

政策(基本目標)		施策(主要施策)	目標達成状況	主要施策の取組み方針	施策の今後の進め方	No.	事務事業名	担当課	貢献度	事務事業評価		施策評価	
大項目(章)		中項目(節)								事業の方向性	予算の方向性	事業の方向性	予算の方向性
4	人と文化を育む人間性豊かなまちの実現	4 郷土の文化の継承と文化財の保護	B 概ね目標を達成	B 現状維持	郷土芸能や地域文化を継承し保存するためには、団体等の活動は重要な役割を果たしていることから支援する。	1	文化団体育成補助事業	教育委員会事務局	B	B	B	B	B
						2	伝統芸能団体育成補助事業	教育委員会事務局	B	B	B	B	B
						3	文化財保護事業	教育委員会事務局	B	B	B	B	B
5	環境にやさしく、豊かな自然と共生するまちの実現	2 循環型社会の形成	B 概ね目標を達成	A 重点化して実施	ごみ減量化・再資源化率向上に向け、さらなる資源ごみの分別徹底を推進し「将来にわたって持続可能な循環型の地域社会づくり」を目指す。町民や事業者へ不法投棄等の防止に向けた一層の啓発を進めるとともに、ボランティアU.D.(不法投棄)監視員や警察等関係機関と連携して監視体制の強化を図る。	1	ごみ減量化事業(ごみ処理事業含む)	町民課	A	A	B	A	A
						2	し尿処理事業	町民課	A	B	B	B	B
						3	不法投棄抑制事業・環境美化事業	町民課	A	A	B	A	A
6	思いやりのある自治のまちの実現	1 住民主体のまちづくり	C 目標を下回る	B 現状維持	今後も継続的に開催し、町民の意見を町政に反映していくことにより、住民主体の住みやすいまちづくりに尽力していく。	1	広報・広聴事業	まちづくり戦略課	A	B	B	A	A
						2	自治振興事業	総務課	A	B	B	B	B
		2 多様な交流の推進	C 目標を下回る	B 現状維持	都市交流事業については職員及び協力事業者の人員不足が課題としてあげられる。参加事業の意義を再確認し縮小のうえ、無理のない範囲で実施を検討する。国際交流事業、特に日本語支援については全国的に外国人人口が増加しているため重要な施策である。今後、城里町における増加の可能性を想定し、関係各課の連携等を図って行く。	1	江戸川都市交流事業	まちづくり戦略課	B	C	C	B	B
		3 人権尊重と男女共同参画社会の推進【男女共同参画】	B 概ね目標を達成	B 現状維持	性別による固定的役割分担やこれを包含した社会的習慣の見直しに向けて、あらゆる機会をとらえた広報・啓発活動を推進するとともに、男女共同参画に関する情報の収集・提供に努める。	1	男女共同参画事業	総務課	B	B	B	B	B
		4 行財政運営の合理化・効率化	B 概ね目標を達成	B 現状維持	町税を中心とする歳入の大幅な伸びが見込めないことから、城里町公共施設等総合管理計画に基づき公有財産に関する財政負担の平準化や収益化を進めるとともに、中長期的展望に立った財政運営をこころがけ、より効率的・効果的かつ健全な財政運営を目指す。	1	戸籍住民基本台帳事業	町民課	B	B	B	B	B
						2	出納事務事業	会計課	B	B	B	B	B
						3	出納事務事業(印紙販売・県証紙販売・税務課)	会計課	B	B	B	B	B
						4	契約事務	財務課	B	B	B	B	B
						5	財産管理事業	財務課	B	B	A	B	B
						6	車両管理事業	財務課	B	B	C	B	B
						7	備品管理事業	財務課	B	B	B	B	B
						8	税務管理事業	税務課	A	B	B	B	B
						9	賦課管理事務	税務課	A	B	B	B	B
						10	収納管理事務	税務課	A	A	B	A	B
						11	サテライト水戸事業推進事業	まちづくり戦略課	B	B	C	B	B